

共同親権運動

親どうしが別れても 親子が親子であるために 31号

2015年5月31日

共同親権総会2015-共同親権運動、この1年



kネット2014年度の総会は、2月22日(日)に東京マラソンの3万人のランナーが駆け抜けた東銀座で行われました。

総会の前午の部として、北九州市立大学文学部准教授の濱野健先生から各国共同親権事情との題でイギリス、アメリカ、スウェーデン、オーストラリア、カナダの共同養育(Shared parenting) 状況について、情報提供をして頂きました。

いずれの国も50%/50%が原則かつ理想としながらも、実際は30%/70%程度にとどまっていることなどが報告されました。それでもイ

ギリスでは週1回の面会交流が70%を占めるとのことで、我が国の月1回2時間などという別居親の共同養育機会が1%にも満たない状況との大きな違いに、各国の状況に羨ましく思えるものでした。

また先生は、日本のハーグ条約加盟後の事情として、オランダとイギリスの実地調査を行い、オランダでは現地の日本女性への聞き取りから、子どもの連れ去りについての認識の変化や子どもを日本に連れて行く際には、空港で夫のサインが必要とされていることなどを報告されました。イギリスでは、家事調停の支援NGO団体の代表を取材され、イギリスの調停員が高度な訓練を受けた臨床心理士のような存在で、かつ定期的な講習を受け研鑽を積んだ専門家であること、さらに日本の家族法と調停制度については、まず単独親権の制度と日本の家事調停員の専門性の欠如が大きな問題であると指摘を受けたことを報告されました。日本の家裁が自画自賛する家事調停制度と運用の貧困性を再認識する貴重な講演でした。

午後からの総会では、まずkネット第III期の活動総括と2014年の取り組みについて、年4回の会報の発行、元裁判官の瀬木比呂志氏の講演会の実施等のイベント、国立市や文科省への陳情等、啓発活動について報告がされました。2014年度の決算報告も同時に行われました。

続いて、2015年度について、第I V期運営委員の14名の選任の後、活動方針について議論されました。活動については、全国交流会の開催や、公式ツイッターやフェイスブックなどのSNSの利用による情報発信、そして情報提供の相談体制の確立を行っていくことが承認されました。



原則交流・共同養育 第IV期 共同親権運動ネットワーク

〒186-0002 東京都国立市東3-17-11. B-202

TEL 03-6226-5419 FAX 03-6226-5424

メール info@kyodosinken.com ホームページ <http://kyodosinken.com/>

郵便振込 00130-5-472679 加入者名: kネット

銀行口座 三菱東京UFJ銀行国立支店0072170 (普) ケイネット



また活動テーマについては、養育費と養育時間の配分のリンクの訴え、離婚後子育ての男女平等、学校現場への働きかけ、啓発活動、他組織との連携、地方行政団体や内閣府への働きかけについて話し合われました。

総会終了後は「共同親権運動、この1年」と題して、DCI日本支部の染木辰夫氏、キミドリリボンプロジェクトの野村孝幸氏、離婚相談室小田原、北風と太陽の吉澤茂樹氏、アメリカのベストセラー「男性権力の神話」の訳者である久米泰介氏の4名のパネリストを招いて、それぞれの活動についてパネルディスカッションが行われました。

まず染木氏からは、DCIはディフェンス・フォー・チルドレン・インターナショナルの略であり、子どもの権利条約のための国連NGO団体で、世界60か国で活動し、日本支部もその一員として、子どもの権利の啓発活動、日本政府の子ども政策の監視、国連・子どもの権利委員会への市民・NGO報告書を提出するなどの活動を行っているとの話題提供を受けました。

野村氏からは、キミドリリボンプロジェクトについて、君（キミ）との絆を大切にというコンセプトで、子どもの連れ去り、引き離しを防止する啓発活動のシンボルマークとしてキミドリリボンは誕生し、街頭で親子引き離し問題に関する啓蒙チラシと風船の無料配布、共同親権について賛成、反対の意識調査を行っており、これまで19地域で活動して、8割が共同親権賛成、1割が反対であるとの意見を述べられました。

吉澤氏からは、自らも離婚、子ども引き離しの問題に直面し、その体験を基にブログ等で情報発信し、夫婦問題カウンセラー資格取得し、探偵、行政書士と連携し、離婚問題のカウンセリングを行っていること、相談の8割は女性からであることや実際の相談内容のいくつかを紹介していただきました。最後に、久米氏は、父親の育児について、ウイスコンシン大学大学院で研究され、ワレン・ファレル氏著書の「男性権力の神話」の全訳を昨年出版された経緯やメンズリブ運動について述べられました。本書は、男性も社会の中で差別されている事実を具体的データによって示したものであり、特に子育て、離婚後の親権について男性の使い捨ての問題の不平等性について、指摘がされているところであり、今後の共同親権の運動の方向性について示唆に富んでいるとおもわれます。

それぞれのパネリストの発表の後、活発な質問・討論が行われて、有意義な討論会となりました。

(aitai)

【新運営委員】

的早克真、染木辰夫、古川大智、野村孝幸、宗像充、大熊康介、奥津英一郎、長田政江、木船一江、板井章浩、近藤和樹、星野優也、河勲植、蓮見岳夫



● 主張

人生相談から 祖父母の姿を見る

長田政江

祖父母の立場で「共同親権運動」の手伝いをさせて頂いて以来、新聞の人生案内に離婚がらみの子育て相談が載ると、切り抜いてスクラップ帳に張り付けるようになりました。

ほとんどは、離婚当事者からの相談ですが、たまに祖母からの相談を目にすることがあります。(どういう訳か、今まで祖父からの相談は見たことがありません。)二つの対照的な相談から、いろいろ考えてみました。

ひとつは、離婚後子育てをしていた息子が再婚し、孫のひとりが継母と折り合いが悪いため祖父母宅で暮らし始めた、息子夫婦の元に居る孫とは姉妹なのに別々な生活になってしまっているが、両親の元に帰して姉妹一緒に暮らさせるべき、という夫(祖父)と自分(祖母)の意見が違ふ、どうしたものか・・・、という相談です。さて、回答は・・・。正論は祖父の意見だが、ここはひとつ現実を優先して生活の場を祖父母宅と決め、息子夫婦とは“よく交流”しましょう、ただし、継母の悪口は言わないこと、というものでした。

これを読んで、私は実母との面会交流は行われているのだろうか、と思いました。相談内容には、この点は全く述べられていません。継母への嫌悪感が強くて暮らせないのは、実母への思いが深くあるため、と考えることもできます。両親と暮らしている孫もいるので、簡単な舵取りではないけれど、現在の息子夫婦が納得すれば、祖父母が取り持って面会交流を実現できるかもしれません。周囲の大人たちが、実母との関係を尊重するなら、かえって、継母とはわりきって付き合えるようになるのかもしれない、と素人ながら考えました。

さて、二つ目の例です。これもやはり息子の子を案じる祖母からの相談です。こちらは、息子の元妻が孫を引き取って育てているが、離婚の際には実父母でありながら両者共に

「子どもは引き取らない」と主張していた経緯があり、結局親権は母に養育費の支払いは父に、との決定で孫には会えないまま現在に至っている、息子は元妻に怒ったままだし、元妻のいい加減な生活態度を思うと、ひと月に何度か預かっていた孫がどう育てられるのか心配でならない、思い余って自分が引き取ろうとして元嫁の親に手紙を書いたら、息子に叱られた、どうしたものか・・・という内容です。

この相談には回答よりも先に「失礼ながら、息子さんもその元妻も随分身勝手な親ですね」とのコメントがついていました。共同親権を主張して“離婚後も子育てに係わりたい”と願っている人たちには考えられないケースですね。しかし現実には両親共に親権を拒否する例が生じているのです。ひどい話ですが、こんな主張も単独親権制だからできるのです。親としての質を問う問題は、別対策が必要だとしても、法律上は親権放棄の主張ができないようにすべきでしょう。親権制度は「子の福祉」の観点からぜひとも考え直さなければなりません。親権獲得の争いと親権放棄の争いの両方を引き起こす単独親権制度が、なぜ存続しているのでしょうか。

さて、この相談についての回答です。回答は、祖母に出来ることは今の所、孫の幸せを懸命に祈り続けることしかない、たとえば、孫への思いを綴っておけば(誕生日毎のカード等)“渡せなくても”孫が祖母の気持ちを知る時が必ず来るから・・・というもので、まるで気慰めでしかないものでした。確かに、祖父母が親たちを差し置いた行動に出るのはかえって状況を悪化させかねません。しかし、孫の健やかな成長を願う祖父母の思いが無にされてはいけません。また、祖父母は離婚した我が子の行く末、老い先をも気にかけているのが大方です。面会交流の取り決めがやっと前進し始めましたが、祖父母との交流も含めて頂きたいものです。



妻側の弁護士を本人訴訟で訴え一部勝訴

熊本県在住の宮崎です。2年半ほど前に妻が次男と別居したため、長男を私、次男を妻が監護する状態になりました。しかし、調停で決まった面会交流を、しばらく経つと妻が履行しなくなったため、妻とその代理人である弁護士を相手に損害賠償請求を提訴しました。それから1年3か月後、今年3月に、妻と弁護士に連帯して20万を払えとの一部容認の判決が出ました。このことについて宗像さんから原稿依頼をいただきましたので、私の雑感を述べたいと思います。なお、互いに控訴したので、途中経過での報告です。

まず提訴を決意したのは、十分な勝算があると思ったからです。「月2回程度」と曖昧な表現でしたが、調停で面会交流について合意していましたし、相手方とのやりとりはほぼメールや書面だったので、相手方の債務不履行の証拠は明確に残っていました。こちらから提訴するからには、勝たなければ無駄骨ですし、むしろ敗訴になれば、逆にこちらが揚げ足を取られることにもなりかねません。そのため、勝てる見込みがあるかは十分に検討しました。なお、間接強制もよく耳にしますが、間接強制は決まって以降でない効力がなく、それまでの面会交流拒否が不問になってしまうので、私にとっては選択肢になりませんでした。相手への心理的圧力という意味でも、ただカネを払うより、提訴されるほうが心理的圧力は強く感じるでしょうし、弁護士費用や敗訴した時の慰謝料を考慮すると、相手方への金銭的な圧力も提訴するほうが大きいはずで

す。提訴は勝算だけではなく、相手との関係が更に悪化するのではないかとすることも懸念材料になります。しかし、妻が頑なな態度だったために最悪を出発点にしなければならず、私はこれ以上の悪化を気にする必要はありませんでした。むしろ、何もしなければ最悪なままなのだから、何かをしたほうが状況が変化する

可能性があるとも言えました。実際、提訴の2か月後には面会交流を再開できましたし、その後の交渉でこちらの意見を伝えやすくなったのも、提訴の影響が大きかったと思ってます。将来、子らに説明する必要があるときにも、訴訟で事実認定をしていると、妻が子らに嘘を信じ込ませることも困難になります。

私は訴訟を本人訴訟でやりましたが、それは依頼したいと思った弁護士に断られたからです。その弁護士からは、妻だけを訴えるなら引き受けるが、弁護士も訴えるなら引き受けないと言われ、弁護士同士の仲間意識や、業界の自浄作用の欠如を感じました。ただ結果的には、本人訴訟であったことで弁護士に気を使うことなく、自分が納得のいく主張をしていけたので、弁護士に受任してもらわなくて良かったと思っています。弁護士が受任しておきながら中途半端な仕事しかしないほうが最悪でしたから。ただ、本人訴訟はそれなりに負担がありますし、向き不向きもあるでしょうから、万人にはお勧めしません。勝訴の可能性が高いと思っていた私でも、相手の書面が届く度にけっこうなストレスを感じましたので。

妻と弁護士の両者を提訴したのは、一方しか訴えないと、訴えなかった側に責任転嫁され、不法行為に対しての十分な立証ができない可能性があったからです。実際、判決では両者に不法行為が認められているので、両者を提訴したことは正解だったようです。

控訴した理由で大きいのは、子を一方的に連れ去れば、調停などで面会交流が決まるまで、どんなに長期になっても監護親は子を非監護親に会わせなくてかまわないという現状を理不尽に感じるからです。今回の判決を評価してくれる声もありますが、法的な構成で言えば、あくまで調停合意に違反した債務不履行を認めただけです。むしろ、判決では面会交流の権利や義務を、抽象的なものにとどまるとして、実質的に否定しています。そのため控訴審では、連れ去りや引き離し自体の不法行為性を問いつもりです。皆様のご支援を宜しくお願い致します。(宮崎保成)

再婚夫婦の養育妨害行為を問う本人訴訟

東京都国立市在住の宗像さんは、宗像さんのお子さんたちとの子どもの交流妨害を行った元妻と、宗像さんのお子さんを養子縁組し同じく交流妨害を行った親権者・養父の行為の不法性を問う損害賠償の裁判を提訴しました。

子どもの引き渡しにかかわり、片親の許可なく養子にして片親を排除した元妻の夫の不法行為も同時に問うています。

2月19日午後、宗像・養育妨害裁判の法廷が東京地裁立川支部で開かれ、原告・被告双方の証人尋問がおこなわれました。

法廷には、kネットメンバーを含む支援者10数人が傍聴に参加しました。

実際に元妻に原告が直接養育妨害の事実を質問しました。この裁判は原告が代理人を立てない本人訴訟です。直接、生に質問をするので緊迫感がありました。

原告(非親権者の父)である宗像さんが、娘から「もうパパと呼んではいけないだって」と言われた時の無念さは計り知れないと訴えました。聞いていて、胸が締め付けられるほどの共感をおぼえました。

裁判長が尋問の最後に、被告(親権者である母親)に「こどもの為に原告(父)との面会交流の回数を増やす意思は無いのですか？」と問うたとき、裁判所は、こどものために面会交流を多く行うべきとの立場になってきているのかと、期待を持たせました。

我々は原告支援の立場で来ているのだけれども、被告側も争うのであれば、子どものためにど



うするのが良いと思っているのか、しっかり主張して欲しかった。

この裁判は、離婚

親とこどもの問題だけではなく、ステップファミリー(再婚家庭)の中の子どもたちと実の親との問題も問われている。今後の展開にも注目していかなければならない。

(的早克真)

5月14日の裁判では2月19日に宗像さんが申請してそのまま保留になっていた養父の証人尋問が実現しました。この裁判では養父が子どもを養子縁組した行為が、その後の引き離し行為を想定したものであれば、そもそもが代諾養子縁組を引き離し的手段として悪用したのとして不法行為が問われるべきだと宗像さんは主張しています。

証人尋問では、養父が実質的に弁護士と協議し、人身保護請求とその後宗像さんとの交渉にも関与し、2年半にわたる引き離し行為を妻とともに行ったことが伺われます。養父が話を逸らしたり「それはあなたの考えですよ」と反論したりして、宗像さんの質問に正面から答えない受け答えが目立ちました。

実際問題、被告夫婦は、現在においても宗像さんが子どもに向けて送ったプレゼントを渡さなかったりと実質的な妨害行為を繰り返していますが、この日、宗像さんは子どもの入学祝のために用意したプレゼントを法廷で養父に手渡そうとしました。被告側弁護士が「異議あり」というドラマ並の大声で制し渡せませんでした。養父は「パフォーマンスですか」と言い返し、敵意をむき出しにしていたのが印象的でした。

宗像さんは、養父が家では「パパ」と子どもたちに呼ばれ宗像さんは「宗像さん」と呼ばれていることを指摘して、「どうしてでしょう」と聞いていましたが、養父が父親に「なりかわろう」とする行為が問題をこじられた一因だろうと思えます。宗像さんは、被告ら二人の手紙のやり取りの妨害や話し合い拒否の行為を放置した被告側の弁護士、石川英夫、石川さやか両弁護士を懲戒請求しており、千葉県弁護士会の見解も待たれるところです。

■共同養育と労働法■

第8回

東京司

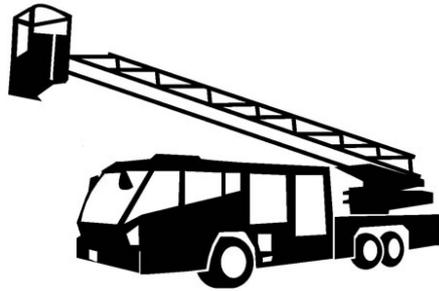
転勤と単身赴任

～転勤は共同養育を困難にしているか～

最近になって『限定正社員』なる言葉が報道などで見かけることがありますが、この『限定正社員』なるものの特徴を言えば職務内容や労働時間、勤務地などが限定的であることです。今回のテーマである転勤という

ものを考えた場合、転勤というものを肯定的に考えている人たちもいるとは思いますが、多くの場合子育て、とりわけ共同養育を進めていく場合に、転勤は阻害する要因になりかねません。そういった意味で『限定正社員』は望ましくも思えますが、いいことばかりではありません。その勤務地での職務内容に応じた事業所が閉鎖になれば解雇される可能性があるばかりだけでなく、職務内容の限定に伴って、大幅な給与格差が生まれる可能性もあります。かといって現状の正社員を見れば、サービス残業あり、転勤の可能性ありといったことが子どもの養育の悪影響を与える要因がたくさんありますし、もっとも悪質な例をあげれば、2週間ごとに転勤を命じて、労働者を自己都合退職に追い込むということが実際に起きています。

この転勤ですが、引っ越し代を誰が負担するかということの問題もあります。会社が転勤を命じたのだから、当然会社が全額負担すべきであるかということ、そういうことは労働法に定めがあるわけではなく、一部負担や全額労働者の私費払いとしても違法ではなく、就業規則で定められている場合が多いのではないのでしょうか。しかも、最近では引っ越しにかかわる費用もオプションの料金が加算される場合が出てきています。例えば、高層のマンションの2階以上の部分に荷物を搬入する場合、時間的な問題もあって階段からの搬入・搬出を断られる場合もあり、そういった場合、



スカイポーターやスカイデッキなどの特殊車両で窓から搬入・搬出するということがあり、こういった場合に別料金がかかります。また、狭い路地に面しているマンション等ですと大型トラックが横付けできず、軽トラックや台車に積み替えたりする作業料金が別途かかってきたりします。会社側にとっても、労働者の引っ越し代は

実費弁償的な費用であり節税のメリットもあると思うのですが、事業所の規模にもよりますから法制化は一律にはできないのだろうと思います。

加えて単身赴任となると、本当に共同養育が問われてきます。単身赴任を選ばざるを得なかった理由の多くは、配偶者の仕事がやめられないことと子どもの通っている学校を変えたくないという理由が多いのではないのでしょうか。いわゆる金婚月来の場合に、その交通費を実費弁証として、つまり非課税のものとして負担してくれる事業所は恐らくないでしょう。

こうしてみると、転勤といった要素が日本では共同養育の可能性を狭めていることは間違いありません。たとえ離婚後であろうとなかろうと、共同養育のために、親子の時間を確保できる労働法制こそが求めるべきだと考えます。そう考えるとホワイトカラーエクゼンプションは共同養育の流れに逆行するものと言わざるを得ません。年収が高いから家庭生活を蔑ろにしてよい、という論理は成り立ちません。蛇足になりますが、引っ越し代を全額負担する事業所で、子が配偶者の家族手当の対象となっている場合であっても、「子どもについては夫婦の共同扶養という考え方にたち」、子どもの分の交通費等の加算を認める事業所が出てきたことは、少しだけうれしいニュースです。

住民票住所非開示措置について国会で質問

テレビなどででっち上げDVのテレビ番組が放映されるようになった。一昔前、「DV冤罪」の問題を出すと、被害者支援の関係者からは、「そんなものはない。精神的DVもDVなんだから」と言われたものだ。たしかにDVの定義は主観的なものだから、加害者とされた側が「身に覚えがない」と言ったところでそれが「DVでなかった」と言ってもかみ合わない。しかし問題は、「その行為がDVであったかどうか」ではなく、「事実認定もされないのに法的な権利が制約されて、しかもそれを覆すことが事実上できない」という制度が虚偽を生む、ということだ。この点を触れてほしくない人たちは、虚偽DVの実態告発をする人に対して「加害者に利する」と偏向キャンペーンを張る。わかってやっける「足の引っ張り合い」だ。制度の正当性そのものが色眼鏡で見られれば、被害者の告発が信用されなくなるといって被害者保護には必ずしもつながらない。被害者保護のために虚偽被害者も作ってもしかたないというなら、いったい誰を守りたいのか。当事者か、それとも制度や支援か学者の正義感か。男だろうが女だろうが、弁護士だろうが支援者だろうが、悪いやつは悪い。

子どもの奪い合い紛争において初動で問題になるのが、DV防止法による支援措置に基づく住所非開示措置だ。これをやられると異議申し立てができないどころか、裁判をする場合の申し立ての送達保障もない。配偶者暴力防止センターや警察への相談履歴をもとに自治体の首長の権限で住所非開示措置がとられるため、加害者とされた側への事情聴取も事実認定もない。憲法32条の裁判を受ける権利を侵害する違憲の手続きでもある。「何もできません。待つしかない」と、まったく身に覚えのない「連れ去られ親」にその事実を突きつけるときくらい、無力感にとらわれることはない。8年支援にかかわっていて、3件の調停中（一件は同居中）の連れ去り住所非開示をされたことがある。悪用以外の何物でもないが、当人は不利と分かっても子どものために話し合いという手続きを踏んだのに、法治国家を信じた人間が法を使った暴力の被害者になる。保護

命令の場合は裁判所での審査が一応あるし、それが覆されることもある。しかし住所非開示に審査は事実上ないので、いわゆる離婚弁護士は保護命令よりも住所非開示措置を選ぶ。それで用が足りるからだ。子どもに会いたいとか、自分のことを捉え返して修復の努力をしたいとか、そういう選択肢は加害者とされた側にはない。

これはその人個人の問題ではなく、制度の問題なわけで、そのことを真山勇一参議院議員（維新の党）が取り上げて参議院法務委員会で毎回指摘している（4月7日、4月14日、5月14日、5月21日、共同親権ニュースドットコムで閲覧可）。政府の参考人も痛いところを突かれたというしどろもどろの答弁で、警察は加害者とされた側に事情聴取をしているとか（あまり聞かない）、住民基本台帳法31条の4で市長村長の措置に不服があるときは、都道府県知事に審査請求ができるとか（8年支援にかかわって異議が認められたなど1件も聞いたことがない）、今年6月22日からは行政不服審査法で市長村長に審査請求ができると答弁している。総務省にも自治体からの苦情が寄せられているという。しかし手続きはあるものの、実質的に異議が認められることなどまずないし、手続きを踏んでいる間の裁判を受ける権利は侵害される。子どもと引き離されれば、その間の養育権も侵害されている。こういった権利は一度失われれば異議が認められたからといって回復できるものでもない。

ハーグ条約の施行によって、散々条約に反対してきた弁護士会は、その弁護士業務を恥ずかしげもなく引き受けている。戦後の墨塗り教科書で勉強する生徒のような気分だ。それでもこの条約によって、子の返還措置と面会交流支援について、中央当局という行政が、司法とは別に国境をまたいだ子の連れ去り事例においては、住所探知等の役割を果たすことになった。国内の事例においてはその適用外という点でも、人権保障の枠組みの域外に国内当事者は依然留め置かれたままだ。この点についても真山議員は質問しているが、この問題、もっと噛みあう議論を重ねる必要があるだろう。（宗像 充）

加除出版ボイコット

こういう本を出す、加除出版の本は買わないようにしましょう。

梶村太市・長谷川京子編著

『子ども中心の面会交流』

こころの発達臨床・裁判実務・法学研究・面会支援の領域から考える』

(日本加除出版株式会社 ¥3,400=税別)

正直「ふざけるな」という感想です。別居親の殆どが暴力親であるかのように描き、子どもへは裁判所の言うことを聞いていれば良いのだと言い張っている。親の思い、子の思いを勝手気ままに決めつけ、何としても「面会交流」の定着を阻もうとする狙いがありありです。

彼らの感性や資質が分かりやすいのは下記に引用した「非監護親へのメッセージ」です。そして、この本には基本的にこの「メッセージ」のスタンスでの「論」が並んでいます。

私たちは、子どもの奪い合いのために争っているではありません。離れていても親であり続けるために、子どもの健やかな成長を願って闘っているのです。幼い頃に引き離され、その後の交流がないまま、成人してから出会っても良好な親子関係が築かれるはずがないことは、現実的にも心理学的にも明白です。この様な文章を書ける大人たちがどのような感性で子どもを育ててきたのだろうか疑問に思いゾッとしました。

この本の発行は「共同親権・養育」を求める私たちへの挑戦です。同居親と別居親との争いを固定化し、アメリカで稼ぎまくっている「訴訟弁護士」(堤美馬著「沈みゆく大国アメリカ」)の日本版として、もうけの領域を死守しようとしているかのようです。こんな本は絶対に買うべきではないと考えます。

……非監護親へのメッセージ

筆者は、どうゆう事情か、圧倒的に監護親側からの代理人になることが多いが、非監護親の代理人になることもある。非監護親である依頼者にいつも言っていることがある。それは、親子の交流は一生継続するものであることである。子どもが小さいときは無邪気でかわいい。会いたいというのは当然だし、自然の情であろう。しかし、この時期に会えないからと言って、親子関係が一生損なわれたりするものではない。むしろ、子どもが成長し、成人になってから、それ以降の方が、時間的にも親子の関わりは長いし、重要なのではないか。自分の思春期(小学校高学年から中学にかけて)のことを良く思い出してほしい。そんなに親と一緒に定期的にお出かけなんかしたのであろうか。

思うように面会できないとしても、別居している子どもが経済的に困らないように今以上に精力的に働いて養育費を送金してあげるような「かつこいいお父さん」であれば、成人になってからでも、必ず頼られる存在となるはず。そんな一生ものの親子関係を目指そう。

残念ながら、すんなりと受け入れる非監護親はそういないけれど、いずれ分かってくれると信じている。 ※「子ども中心の面会交流」165 ページより (斉藤秀樹 弁護士・横浜弁護士会)

100年経ってもわかるわけねーだろ！

夏期カンパのお願い

kネットの運営委員会も新たに新メンバーを加えて第4期の活動を始めました。若干準備に時間をかけて7月の集会を予定しています。

これまでは子どもに会えない親の実情に焦点を当てて、それは変わらないのですが、「離婚後も子育てしよう」「子どもにとって離婚は家が二つになること」「離婚は子育ての終わりじゃない」とワークライフバランスの議論から取り残されてきた離婚後の子育ての問題を、例外ではない子育てのあり方としてどう定着させていくのか、議論を始めていきたいと思っています。

また遅れていたホームページの更新作業や、事務所の移転についても6月中に予定しています。7月からは相談事業を始める予定です。

運動のための運動ではなく、当事者のための運動をしてきたkネットです。そのためにみなさんのご協力をお願いします。

カンパや会費の納入には、同封の振込用紙をご利用ください。また、銀行口座をご利用の方は、入金後、お名前、郵便番号、住所、連絡先を必ずkネットまでお知らせ下さい。

銀行口座 三菱東京UFJ銀行国立支店 0072170 (普) ケイネット

kネットの活動は、すべてみなさまからの会費とカンパでなりたっております。ご協力をよろしくお願い申し上げます。なお、一定期間未払いの方につきましては、今後発送を取りやめることもありますので、あらかじめご了承下さい。

メーリングリスト始めます

kネットでは運営委員会向けのメーリングリストはありましたが、会員向けのメーリングリストはありませんでした。

今期から、共同親権運動の情報交換のためのメーリングリストを開設したいと思います。参加希望者は、会費・賛同金（会員、賛同者の区別をしません）を納入の上、kネットの代表アドレス（contact@kyodosinkencom）宛に件名のところに「ML参加希望」と書いてお名前を本文に明記の上、お送りください。

MLでの情報交換は基本的に非公開ですが、ML上での誹謗中傷や許可のない転載等がありました場合には、管理者の権限で登録を抹消することがあります。また、ML上での重ねての議論は混乱を招きかねないので、その場合はML外での議論に移行していただくようお願いすることもあります。

取組

★国立交流会

日時・6月14日(日) 13時～15時、場所・国立公民館和室 JR国立駅南口富士見通り(右斜め方向)を徒歩5分、問い合わせ・Kネット

★Kネット運営会議

日時・6月20日(日) 15時30分～17時、場所・高田馬場ルノール1階、問い合わせ・Kネット

★宮崎交流会

日時・6月6日、7月4日(毎月第1土曜日) 18時～20時、場所・宮崎市民活動センター小会議室(宮崎市橋通西1-1の1) 宮崎市民プラザ三階 参加費無料、問い合わせ・0985・47・6797(小原)、メール gza05074@leo.bbq.jp、*日程の変更がありますのでご確認ください。

★鹿児島交流会

日時・6月13日、7月11日(毎月第2土曜日) 18時～21時、

場所・サンエールかごしま(鹿児島市荒田1-4の1)、問い合わせ・070・5270・3251(溝口)、メール Kagoshimaoyako@willcom.com

*日程の変更がありますのでご確認ください。

★別府交流会

日時・6月20日、7月18日(毎月第3土曜日) 18時～21時、場所・別府市野口ふれあいセンター(大分県別府市野口元町12-43)、参加費・500円、問い合わせ・0977・77・1994、メール itemo.itmademo.oyako@gmail.com、*日程の変更がありますのでご確認ください。

★銀座交流会

日時・6月23日、7月28日(毎月第4火曜日)、19時～21時(入退出自由、場所・東銀座313ビルセミナールーム、参加費・500円(運営費含む)、問い合わせ・090・4964・1080(植野)

★集会「子どものための共同養育を進めるために」面会交流(養育時間)と養育費」

日時・7月4日(土) 13時～16時10分、場所・国立公民館地下

ホール(予定、変更の可能性あり) JR国立駅南口富士見通り(右斜め方向)を徒歩5分、資料代・800円(申込み不要、直接会場にお越しください)、主催・Kネット(TEL 03・6226・5419 メール contact@kyodosinken.com HP http://kyodosinken.com)

★弁護士と元妻に対する宮崎養育妨害訴訟・口頭弁論

日時・7月3日(金) 13時半～、場所・福岡高裁502号法廷

日時・7月9日10時半～、場所・東京地裁立川支部405号

【Kネット国立事務所】

〒186-10002東京都国立市東3-17-11B-202(郵便はこちらにお願いします)
*6月半ばから新事務所に移越し予定です。引越後は新たにご連絡いたします。

【東銀座313ビルセミナールーム】

こちらでは郵便物は受け付けていません。東京都中央区銀座3-13-19東銀座313ビル8階 最寄り駅地下鉄東銀座駅 徒歩3分、銀座駅徒歩10分。晴

海通りから歌舞伎座のある通りに入り、マガジンハウスのある並び。銀座3丁目郵便局斜め向かい。

■郵便振込 00130・5・472679 加入者名Kネット

■銀行口座 三菱東京UFJ銀行国立支店0072170(豊ケイネット*口座名が略称になりました。

【編集後記】教えてみたら2008年に活動を始めて今年で8年目突入。その間に民法がちよつとだけ変わって、強制執行の形式がちよつとだけ変わった。ハグ条約にも加盟した。

変わったようできて子どもと会うことに対する保障はまだない。弁護士たちはじめ「専門家」たちは、いまだに子どものために親と引き離せというキャンペーンを張っている。子どもたちも大きくなって物事の分別がつかよくなると、そういう引き離しの手合いが世の中にはたくさんいて、ほとと会うのにえらい窮屈なのは、そういった連中ががんばっているからだというのを、社会勉強として学んでもいい年になってきた。(宗像)

会員募集と寄付のお願い

私たちは、親子の引き離し状況を改善し、共同養育・共同親権を実現する法整備、社会制度作りを目指す別居親団体です。片親を排除する法制度に反対しています。実態調査や立法院への提言、ロビ活動、裁判所の運用改善、別居親への情報提供、地方自治体への要請などを通じて、親どうしが別れても親子が親子であるための活動を行います。ホームページ等で広報に努め、会報を年4回程度発行しています。

会員を募っています。年会費(会員は別居親とその家族、及び会の趣旨にさんどうする人)年3000円

【入会方法】

メールまたはファックス・電話にて、お名前ご連絡先、住所、会員・賛同者の別をお知らせの上、郵便振替または銀行口座にて3000円を振込ください。また郵便振替・銀行口座にて寄付を募っています。

メール contact@kyodosinken.com